令和　　　年　　　月　　　日

大河原町議会議長　　　　　　　　　　　　殿

大河原町議会議員

**欠　　　席　　　届**

　　　　　　　　　　　　 定例会 ・ 臨時会

　　　月　　日の　　　　　　　　　　　　　　には、次の理由により出席で

　　　　　　　　　　　 全員協議会

きないので、会議規則第２条の規定により届けます。

　　理　由

　　電話による届出

　　　　　月　　日（　）　　　時　　分　　　受信者

　(注)　1．議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。　（大河原町議会会議規則第2条）

2．理由は、具体的な内容を記載すること。

（平成24年12月4日議運決定・12月5日全協承認）

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　 ・議会運営委員会

・総務産業常任委員会

　　　　　　 　　 ・文教厚生常任委員会

大河原町議会 ・議会広報常任委員会　　　　 委員長　　　　　 　　　殿

・議会広聴常任委員会

・予算審査特別委員会

・決算審査特別委員会

大河原町議会議員

**欠　　　席　　　届**

　　　　　　　　　 ・議会運営委員会 ・総務産業常任委員会 ・文教厚生常任委員会

月 　日の　　・議会広報常任委員会　・議会広聴常任委員会　　　　　　　　　には、

・予算審査特別委員会　・ 決算審査特別委員会

次の理由により出席できないので、大河原町議会先例集８の規定により届けます。

　　理　由

　 電話による届出

　　　　　月　　日（　）　　　　時　　分　　　受信者

　(注)　1．議員が委員会に出席できないときは、その理由を記した欠席届出書を委員長に提出する。ただし、開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で通知する。

（大河原町議会先例集８）

2．理由は、具体的な内容を記載すること。

（平成24年12月4日議運決定・12月5日全協承認）